

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月11日 提出

安芸高田市長 浜田 一 義

1 専決処分の内容

平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）

2 専決処分年月日

平成30年3月30日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）について、専決処分する。

平成30年3月30日

安芸高田市長 浜 田 一 義

1 予算の内容

別紙「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」のとおり

(別 紙)

平成 29 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 7 号)

平成 29 年度安芸高田市の一般会計補正予算 (第 7 号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

平成 30 年 3 月 30 日専決

安芸高田市長 浜 田 一 義

第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金	7,200